

○ 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十七年金融庁・財務省・経済産業省告示第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(定義) 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 算入可能適格流動資産の合計額 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成二十六年^{金融庁}財務省告示第三号。以下「流動性比率告示」という。）第八条において読み替えて準用する第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額又は同項に規定する算入可能適格流動資産の合計額をいう。	(定義) 第一条 「同上」 一 算入可能適格流動資産の合計額 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成二十六年^{金融庁}財務省告示第三号。以下「商工組合中央金庫流動性カバレッジ比率告示」という。）第八条において読み替えて準用する第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額又は同項に規定する算入可能適格流動資産の合計額をいう。

二 「略」

二 「同上」

〔単体流動性カバレッジ比率及び単体安定調達比率を算出する商工組合中央金庫における事業年度の開示事項〕

第二条 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（以下「規則」という。）第八十三条第一項第五号ホに規定する流動性に係る経営の健全性の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〓 単体流動性リスク管理に係る開示事項

二〓 単体流動性カバレッジ比率（流動性比率告示第八条に規定する単体流動性カバレッジ比率をいう。以下同じ。）に関する定性的開示事項

三〓 単体安定調達比率（流動性比率告示第七十八条第一項に規定する単体安定調達比率をいう。以下同じ。）に関する定性的開示事項

〔項を削る。〕

〔単体流動性カバレッジ比率を算出する商工組合中央金庫における事業年度の開示事項〕

第二条 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（以下「規則」という。）第八十三条第一項第五号ホに規定する流動性に係る経営の健全性の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項及び単体流動性リスク管理に係る開示事項とする。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

2〓 前項の「単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、第三号又は第四号に掲げる事項については、単体流動性カバレッジ比率（商工組合中央金庫流動性カバレッジ比率告示第八条に規定する単体流動性カバレッジ比率をいう。以下この項において同じ。）の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項

2|| 前項第一号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる事項については、商工組合中央金庫の流動性に係るリスク管理の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

「一〇三 略」

3|| 第一項第二号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第三号又は第四号に掲げる事項については、単体流動性カバレッジ比率の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

- 一 時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項
- 二 単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項
- 三 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項
- 四 その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項

4|| 第一項第三号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第三号に掲げる事項については、単体安定調達比率の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

- 一 時系列における単体安定調達比率の変動に関する事項
- 二 流動性比率告示第百一条各号に掲げる要件を満たす場合には、その旨
- 三 その他単体安定調達比率に関する事項

- 二 単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項
- 三 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項
- 四 その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項

3|| 第一項の「単体流動性リスク管理に係る開示事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる事項については、商工組合中央金庫の流動性に係るリスク管理の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

「一〇三 同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

〔単体流動性カバレッジ比率及び単体安定調達比率を算出する商工組合中央金庫における中間事業年度の開示事項〕

第三条 規則第八十三条第一項第五号ホに規定する流動性に係る経営の健全性の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項

二 単体安定調達比率に関する定性的開示事項

2 前条第三項の規定は前項第一号に掲げる事項について、同条第四項の規定は前項第二号に掲げる事項について、それぞれ準用する。

〔連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率を算出する商工組合中央金庫における連結会計年度の開示事項〕

第四条 規則第八十四条第三号ニに規定する流動性に係る経営の健全性の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結流動性リスク管理に係る開示事項

二 連結流動性カバレッジ比率（流動性比率告示第二条に規定する連結流動性カバレッジ比率をいう。）に関する定性的開示事項

三 連結安定調達比率（流動性比率告示第七十四条に規定する連結安定調達比率をいう。）に関する定性的開示事項

〔単体流動性カバレッジ比率を算出する商工組合中央金庫における中間事業年度の開示事項〕

第三条 規則第八十三条第一項第五号ホに規定する流動性に係る経営の健全性の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、前条第二項に規定する単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項とする。

「号を加える。」

「号を加える。」

「項を加える。」

〔連結流動性カバレッジ比率を算出する商工組合中央金庫における連結会計年度の開示事項〕

第四条 規則第八十四条第三号ニに規定する流動性に係る経営の健全性の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項及び連結流動性リスク管理に係る開示事項とする。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「項を削る。」

2|| 前項第一号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第

二号又は第三号に掲げる事項については、商工組合中央金庫の流動性に係るリスク管理の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

「一〇三 略」

3|| 第一項第二号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、

第三号又は第四号に掲げる事項については、連結流動性カバレッジ比率の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項

二 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項

三 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項

四 その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項

2|| 前項の「連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項」と

は、次に掲げる事項とする。ただし、第三号又は第四号に掲げる事項については、連結流動性カバレッジ比率（商工組合中央金庫流動性カバレッジ比率告示第二条に規定する連結流動性カバレッジ比率をいう。以下この項において同じ。）の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項

二 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項

三 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項

四 その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項

3|| 第一項の「連結流動性リスク管理に係る開示事項」とは、次に掲

げる事項とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる事項については、商工組合中央金庫の流動性に係るリスク管理の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

「一〇三 同上」

「項を加える。」

4|| 第一項第三号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、

第三号に掲げる事項については、連結安定調達比率の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一 時系列における連結安定調達比率の変動に関する事項

二 流動性比率告示第百一条各号に掲げる要件を満たす場合には、その旨

三 その他連結安定調達比率に関する事項

〔連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率を算出する商工組合中央金庫における中間連結会計年度の開示事項〕

第五条 規則第八十四条第三号ニに規定する流動性に係る経営の健全性の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

一|| 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項

二|| 連結安定調達比率に関する定性的開示事項

2|| 前条第三項の規定は前項第一号に掲げる事項について、同条第四項の規定は前項第二号に掲げる事項について、それぞれ準用する。

（商工組合中央金庫における四半期の開示事項）

第六条 規則第八十六条に規定する主務大臣等が別に定める事項のうち、流動性に係る経営の健全性の状況に関する事項は、次に掲げる事項とする。

「項を加える。」

〔連結流動性カバレッジ比率を算出する商工組合中央金庫における中間連結会計年度の開示事項〕

第五条 規則第八十四条第三号ニに規定する流動性に係る経営の健全性の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、前条第二項に規定する連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項とする。

「号を加える。」

「号を加える。」

「項を加える。」

（商工組合中央金庫における四半期の開示事項）

第六条 「同上」

「一・二 略」 三 単体安定調達比率に関する定量的開示事項 四 連結安定調達比率に関する定量的開示事項 2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号及び別紙様式第三号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第二号及び別紙様式第四号により、同項第三号に掲げる事項は別紙様式第一号及び別紙様式第五号により、同項第四号に掲げる事項は別紙様式第二号及び別紙様式第六号により、それぞれ作成するものとする。この場合において、同項第一号及び第二号に掲げる事項については、その日次平均の値について作成するものとする。	「一・二 同上」 「号を加える。」 「号を加える。」 2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号及び別紙様式第三号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第二号及び別紙様式第四号により、その日次平均の値についてそれぞれ作成するものとする。
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。